き・・ ダ

原判決を破棄する。

被告人両名をそれぞれ懲役八月に処する。

被告人両名に対しては本裁判確定の日から各二年間右各刑の執行をそれ ぞれ猶予する。

被告人両名から金一万二千五百円、被告人Aから金一万円、被告人Bから金三万円をそれぞれ追徴するる。

訴訟費用中、原審の証人C及び同Dに各支給した分は被告人Bの負担とし、当審の証人E、同F、同G及び同Hに各支給した分は被告人Aの負担とし、爾余の原審及び当審の各証人に各支給した分は被告人両名の連帯負担とする。

本件控訴の趣意は、被告人Aの弁護人高橋徳及び被告人Bの弁護人菊地三四郎がそれぞれ差し出した各控訴趣意書並びに検事青山利男が差し出した宇都宮地方検察庁検察官検事正代理次席検事 I 作成名義の控訴趣意書にそれぞれ記載してあるとおりであるから、いずれもこれを引用し、これに対して当裁判所は、次のように判断をする。

高橋弁護人の事実誤認の論旨のうちの第一点について。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 加納駿平 判事 河本文夫 判事 太田夏生)